

# 環境保全型農業推進基本方針

令和8年4月1日改定

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課

## 1 趣旨

近年の大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化、生産・消費の変化など課題や、SDGsや環境を重視する国内外の動きに的確に対応するため、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を公表し、2050年（令和32年）までに化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減を目標に掲げています。さらに、令和4年7月にはみどり戦略の実現を目指す法制度として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）を施行し、環境負荷低減事業活動の認定制度を創設するなど、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、計画や法律の整備が進められています。

また、近年、化学肥料などの農業資材価格が高騰していることから、化学肥料の使用量低減や堆肥等の国内資源活用などが求められています。

県では、「神奈川県都市農業推進条例」（平成18年4月施行）の基本理念に、環境と調和した農業等による都市農業の持続的な発展を掲げています。また、「かながわ農業活性化指針」（令和5年3月改定）では3つの施策の方向のひとつに「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」を位置付け、有機農業を含む環境保全型農業を推進することとしており、引き続き、化学農薬や化学肥料の使用量の削減等の対策を的確に講じていく必要があります。

このような社会的背景や、環境保全型農業の普及・定着に係るこれまでの取組の成果を踏まえ、「神奈川県環境保全型農業推進基本方針」を改定し、今後5年間の環境保全型農業の目指す方向、推進方策及び推進体制を定めます。

## 2 基本方針の位置付け

みどりの食料システム法に基づき令和5年3月に策定した「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」の環境保全型農業に関する部分を示す計画とします。

## 3 環境保全型農業の定義と目指す方向

### (1) 定義

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業」です。

なお、有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しないなど、環境負荷をできる限り低減した農業生産の方法であることから、環境保全型農業の一環として位置付けます。

## (2) 目指す方向

有機農業を含む環境保全型農業を推進するために、新たに環境保全型農業に取り組む者への支援、環境保全型農業の実践者への支援、販路拡大や消費者理解の促進、生産技術の開発といった各種施策を実践することにより、環境保全型農業を推進します。

目指す技術的水準は次のとおりとします。

ア 化学合成農薬及び化学肥料の1作あたりの使用回数・使用量を神奈川県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における慣行レベル（以下「慣行レベル」という。）に比べ30%以上の削減を基本とします。また、実践者の栽培技術及び環境条件等に応じて慣行レベルに比べ50%以上を削減することを目標とします。

イ 堆肥や緑肥などの有機物の投入による土づくりを基本とします。

ウ 肥料及び土壌改良材は、肥効などの特徴に十分配慮するとともに、土壌診断やデータを活用した省力・適正施肥など施肥の効率化・スマート化を図るものとします。また、化学肥料から有機質肥料への移行を図るものとします。

エ 病害虫及び雑草の防除は、病害虫の発生予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等により化学農薬の使用量の削減を図るものとします。

オ 収量及び品質については、慣行栽培と同等を目指すものとします。

### SDGsとの関係

県が掲げる「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するという基本理念は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、国連が示すSDGsの理念と軌を一にするものです。県がこれまで実行してきた取組を更に推進し、神奈川の課題に対応していくことにより、持続可能な社会の実現にも貢献できます。

本基本方針は、環境に調和する農業生産の推進を目的としており、これはSDGsの理念を共有するものです。

## 4 これまでの取組・成果と課題

平成30年に改定した基本方針では、これから環境保全型農業に取り組む者への支援、環境保全型農業の実践者への支援、販路拡大や消費者理解の促進、生産技術の開発などの各種施策を実践することにより、環境保全型農業を推進してきました。

主な取組としては、環境保全型農業技術研修会等の開催や巡回指導、エコファーマーの認定及び周知の実施、販路拡大として県が開催するマッチング商談会の環境保全型農業実践者への情報提供、化学農薬を削減する防除技術や土づくりに関する技術の開発などです。

これらの取組により、平成30年度から令和5年度までの期間に、新規に26名のエコファーマー認定を行いました。また、同期間に新規で有機農業を始めた農業者数は81名で、令和6年度の有機農業取組面積は223haとなりました。

環境保全型農業の普及・拡大のためには引き続き、本県の気象や土壌条件に即した病虫害防除・土づくりに関する技術の開発や、国、県、民間などが開発した技術の実証・普及など環境保全型農業の実践者を技術的に支援する必要があります。

また、有機農業においては、慣行農業と比べ労力や手間がかかるため、生産効率を高めるための技術開発や、雑草対策や土壌管理技術の向上など安定した品質・収量で生産を行うための技術の普及が必要です。

## 5 推進方策

### (1) 新たに環境保全型農業に取り組む者への支援

ア かながわ農業アカデミーにおいて、学生に対し、環境保全型農業に関する講義・実習を実施するとともに、環境保全型農業による新規就農を目指す者に対し、就農相談により支援します。

イ 新たに環境保全型農業に取り組む者に対し、環境保全型農業に関する必要な知識・技術を習得するための研修会や巡回指導の取組を通じて技術的に支援します。

### (2) 環境保全型農業の実践者への支援

ア 「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画認定制度により、有機質資材の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用削減に取り組む農業者の実施計画を認定し、計画の実現に向けた支援を行います。

イ 環境保全型農業の実践者に対し、環境保全型農業に関する必要な知識・技術を習得するための研修会や巡回指導の取組を通じて技術的に支

援します。

ウ 国、市町村と連携し、環境保全型農業直接支払交付金やみどりの食料システム戦略推進交付金等を活用することにより、化学農薬等を削減する取組を支援します。

エ 環境保全型農業の推進にも資するGAP（農業生産工程管理）について、研修会や個別相談により導入を支援します。

### (3) 販路拡大や消費者理解の促進

ア 環境保全型農業の実践者と消費者とが交流できるイベントなどを活用して環境保全型農業への消費者理解を促進します。

イ 環境保全型農業の実践者と実需者を結びつけるマッチングの商談会やサイト等について実践者に対し情報提供を行います。

ウ 消費者に対して、県ホームページなどを活用して環境保全型農業の実践者やエコファーマーを紹介することで生産された農産物の付加価値向上を図ります。

### (4) 生産技術の開発・普及

ア 農業技術センター研究部門において、農業生産による環境負荷を低減するため、化学農薬の使用量を削減できる病害虫防除技術や化学肥料の使用量を削減できる土壌管理技術等を開発します。また、県内の主要作物（野菜、果樹、茶）を対象に有機栽培体系を確立します。

イ 農業技術センター研究部門において、環境保全型農業の生産性向上にも資するロボット技術等を活用した省力化・軽労化技術等（又は生産技術）を開発します。

ウ 農業技術センターの普及指導員を国などが実施する研修等に派遣し、環境保全型農業の指導に関する資質向上を図ります。

エ 県内未利用資源の活用について検討します。

オ 国、県、民間などが開発した技術について、農業技術センターの普及指導員が農業者への巡回指導や展示ほなどにより普及を図ります。

## 6 推進体制

県域の関係機関・団体で構成する「環境保全型農業県推進会議」、「環境保全型農業技術・普及部会」等において、この基本方針に基づき環境保全型農業の推進が図られるよう努めます。